

令和 8 年度

重要給水施設配水管布設替実施設計業務委託

特 記 仕 様 書

箕輪町水道課

重要給水施設配水管布設替実施設計業務委託 特 記 仕 様 書

[I] 総 則

1. 業務の目的

本業務は、平成 30 年度箕輪町水道事業アセットマネジメントにおいて重要給水施設に位置づけられた施設への管路更新計画に基づき、上水道管布設替工事に必要な調査・測量・設計を行う事を目的とする。なお、実施設計にあたっては、施工上及び維持管理上、支障のない範囲内で経済的に設計すると共に、国庫補助事業が円滑に進捗する内容にしなければならない。

2. 業務内容

設計業務

上水道管布設替詳細設計	4 工区	φ 100	L = 370m
		φ 75	L = 570m
仮設配管			L = 940m

3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

4. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、委託者の契約約款に定めるものの他、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 技術者届
- (4) 資格者証
- (5) 完了届

(6) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度協議しなければならない。

6. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

7. 引渡し

成果品の審査合格後、仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了となる。

8. 疑義の解釈

仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又仕様書に定めのない場合は、委託者、受託者協議の上これを定めること。

[Ⅱ] 設計一般

1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は監督員と常に連絡を取り、連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び主要な区切りの時は、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

2. 関連法規及び基準

本業務は、水道法・同施行令・同施行規則・河川法など関係法規に基づいて行うほか、次に示す設計基準によるものとする。

- (1) 水道施設設計指針・解説 (日本水道協会)
- (2) 水道施設維持管理指針 (日本水道協会)
- (3) 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- (4) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- (5) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)
- (6) 土質工学ハンドブック (土質工学会)
- (7) 道路土工 仮設構造物工指針 (日本道路協会)
- (8) その他監督員が適当と認めたもの

3. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

らない。

4. 設計資料

設計の積算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

5. 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な図書等を所定の手続きによって貸与する。但し、損傷のないよう扱い、業務終了後直ちに返還するものとする。

6. 参考文献等の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、文献名等明記しなければならない。

[Ⅲ] 特記事項

1. 上水道管布設替

- (1) 本業務には工事発注用の実施設計に加え、工事竣工後の精算設計（変更設計）を含みます。
- (2) 本業務は国庫補助事業となります。そのため、設計書を「補助分」「町単独分」に区分けする必要がある生じます。また、補助申請に必要な書類の作成も生じます。監督員の求める期限に遅れないよう迅速に対応願います。
- (3) 工事発注時期は未定ですが、設計着手から納品まで短期間で迅速に対応していただきます。よって、配置技術者および担当者は、長野県内の本店・支店及び営業所の所属者で、配管設計に十分に精通した者を選定してください。
- (4) 実施設計及び精算設計は工区ごとに監督員が納期を指定します。いかなる理由があっても、納期の延長は認めません。なお、最初の工事発注を令和 8 年 10 月に予定しています。工程管理を十分に行ってください。

1) 各工区の設計書等の納品について

- ① 実施設計においては、現地調査後、金入設計書 1 部、閲覧設計書 2 部、電子データ（設計図（CAD データ及び PDF 形式）、閲覧設計書（PDF 形式）及び設計書一式（Excel 形式））及び委託者が指定したものを納品するものとする。
 - ② 精算設計書並びに精算設計図は、工事出来形図を基に精算設計書（設計書一式（Excel 形式））、精算設計図（PDF 形式）及び委託者が指定したものを納品するものとする。
- (5) 通常の上水道管布設替設計業務と異なり、国庫補助金の採択による設計箇所の

変更や、設計延長の調整、施工方法の見直し等の作業が生じる場合があります、これらも本業務に含みます。平成 30 年度箕輪町水道事業アセットマネジメントを熟知した上で柔軟に対応してください。変更が生じた場合は、協議により変更契約の対象とします。

(6) 本業務に積算業務を含みます。積算業務は、代価表（歩掛表）の作成と金入設計書の作成です。積算の優先順位は以下の通りとします。

【資材費】

① 県単価 ② 刊行物 ③ 3 社見積

【労務費・土工費】

- ① 水道事業実務必携
- ② 国土交通省土木工事積算基準書
- ③ 下水道用設計標準歩掛表
- ③ 公共建築工事標準単価積算基準

なお、積算に伴う費用については『標準歩掛_図面作成』のうち、縦横断面図および構造図の作成を免除することで流用しています。